

金沢市

不育症治療費助成事業について (平成29年4月)



不育症とは？

妊娠はするけれども、お腹の中で赤ちゃんが育たず、2回以上流産、死産や新生児死亡などを繰り返してしまう症状のことをいいます。

金沢市では医療機関で不育症と診断された方に対し、治療費・検査費用の一部を助成します。

対象となる治療

- 平成29年4月1日以降に受けた不育症治療及び検査で健康保険の適用となるもの(保険診療分)
- 不育症の診断をするための検査で、不育症治療につながったもの(保険診療分)
- *治療開始からその妊娠に関する出産(流産等を含む)までの時点を1回の治療期間とします。

助成内容

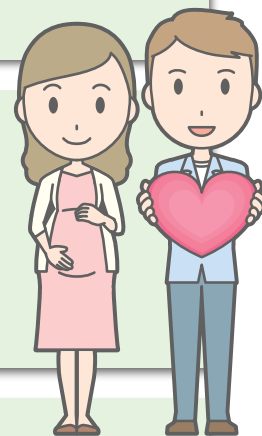
- 不育症治療にかかる自己負担額のうち、保険診療分に対し、1年度(治療が終了した日の属する年度)あたり15万円を上限として助成します。助成期間は通算5年間です。

助成対象者

- 医療機関において不育症と診断されている方
- 不育症治療時において、両者またはどちらか一方が、金沢市に住民登録がある戸籍上の夫婦
- 夫婦ともに医療保険に加入していること

申請に必要なもの

- 不育症治療医療機関受診等証明書
 - *不育症と診断した医療機関と治療した医療機関が異なる場合や院外処方された薬局分は、それぞれに不育治療医療機関受診等証明書が必要です。
- 健康保険証、振込先の預金通帳、夫婦の各認印、母子健康手帳
- 単身赴任など必要に応じて、住民票及び戸籍謄本



申請期間

- 治療終了日の属する月の翌月の初日から2年以内です。

申請場所

金沢市健康政策課	金沢市広坂1丁目1-1 076-220-2233
泉野福祉健康センター	金沢市泉野町6丁目15-5 076-242-1131
元町福祉健康センター	金沢市元町1丁目12-12 076-251-0200
駅西福祉健康センター	金沢市西念3丁目4-25 076-234-5103



申請の流れ

- 申請書等の内容を審査の上、承認した方に対し承認決定通知書を送付し、助成金を口座振込で支給します。
- 受付から振込までは、約2か月かかります。



不育症治療費助成事業について Q&A



Q 1 助成対象となるのはいつからですか？

A 1 平成 29 年 4 月 1 日診療分から助成対象となります。

Q 2 自己負担額すべてが助成対象になりますか？

A 2 不育症と診断された方で、不育症にかかる治療および不育症治療につながった検査のうち、保険診療分が対象となります。ただし食事療養費、差額ベッド代などは含まれません。また、保険者からその治療に関する給付がある場合は、その額を控除します。

Q 3 1 年度とは？

A 3 4 月～翌年 3 月までとし、治療終了日を含む年度を助成対象年度とします。

Q 4 年度内なら何回申請してもよいか？

A 4 1 年度における助成額の上限である 15 万円以内であれば回数制限はありません。

Q 5 助成となる治療とは？

A 5 医療機関で作成される「不育症治療医療機関受診等証明書」により、医師が保険診療分の不育症治療として記載したのになります。

Q 6 産婦人科以外での治療は助成対象となりますか？

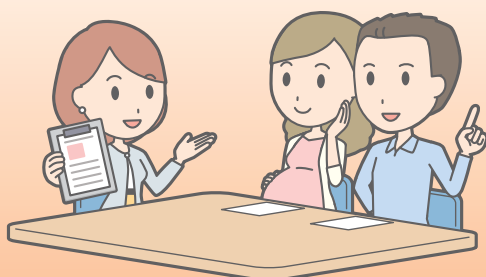
A 6 産婦人科で不育症と診断し、それを記載した「不育症治療医療機関受診等証明書」が必要であり、その診断をもとに産婦人科以外で治療した場合は、当該医療機関においても「不育症治療医療機関受診等証明書」の記載があれば助成対象とします。院外処方された薬局分も同じです。

Q 7 所得制限や年齢制限はありますか？

A 7 所得や年齢の制限はありません。

Q 8 不育症について相談したいのですが？

A 8 石川県不妊相談センター 076-237-1871
「妊娠・出産」ほっとライン 076-208-4303



問い合わせ先

金沢市役所 保健局 健康政策課
920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

TEL 076-220-2233 FAX 076-220-2231